

## 1. 数値目標

## (1) 第7期障害福祉計画

## ①福祉施設から地域生活への移行促進

○第6期計画の目標と結果

	実績値 令和元年度末	目標値 令和5年度末	結果(見込み) 令和5年度末
施設入所者数	55人	54人	58人
減少(見込み)数〔削減率〕	－	1人〔1.8%〕	-3人〔-5.4%〕
地域生活移行者数〔移行率〕	－	4人〔7.3%〕	4人〔7.3%〕

○国の指針

施設入所者数の削減	令和4年度末の5%以上削減
施設入所者数の地域移行	令和4年度末施設入所者数の6%以上

○第7期計画における市の目標

	実績値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
施設入所者数	56人	52人
減少(見込み)数〔削減率〕	－	3人〔8.9%〕
地域生活移行者数〔移行率〕	－	4人〔12.5%〕

- ・毎年、新たに入所される方が1～2名程度、入院等により退所される方も1名程度、という傾向がある中、施設入所者数は増加している状況です。長期施設入所者は高齢化重度化の傾向があり、地域生活への移行が困難となってきています。このため、新たに入所された方の入所期間を長期化させないための取り組みが必要であるとともに、高齢サービスへの移行も視野に入れた検討が必要です。
- ・身体に障がいのある人や高次脳機能障がいのある人に対して、社会復帰をめざした自立訓練を行っている施設では、モニタリング時に相談員と一緒に退所後の生活をイメージしながらそれぞれに合わせたプランを立て、医療との連携のもと期限内の地域移行をすすめ、地域での生活へつなげています。
- ・地域生活支援拠点と連携し、それぞれの意向確認を行い、地域生活体験の活用など新たな生活を具体的にイメージしていくための情報発信を行います。

## ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ○第6期計画の目標と結果

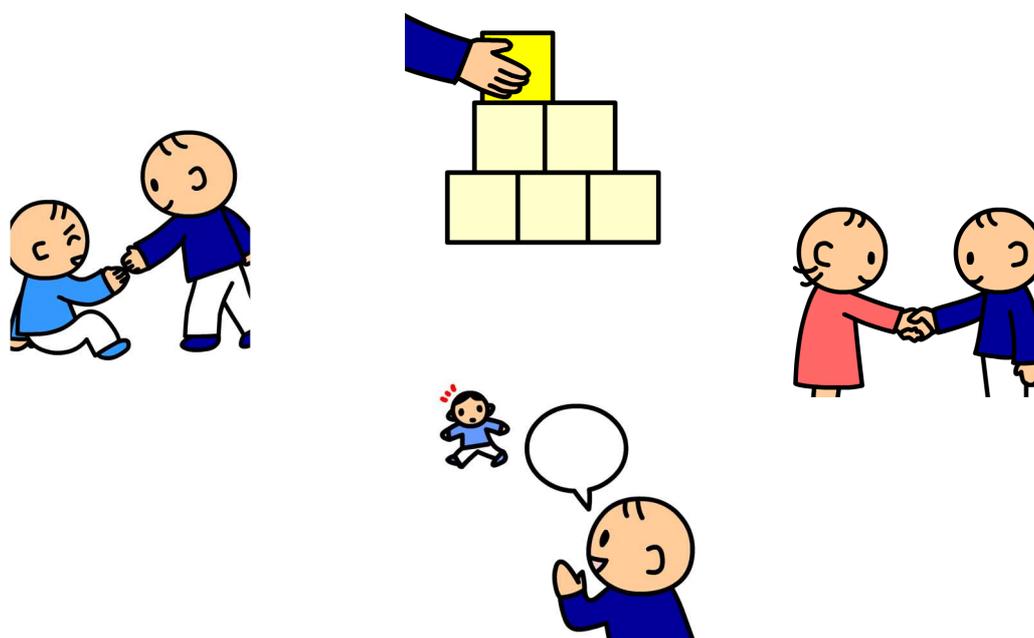
- ・精神障がい者の支援に関する協議の場を令和5年度末までに設置することを目標としていましたが、設置することはできませんでした。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、協議の場を設置するため、会の位置づけや、地域において取り組んでいくべき内容について検討を行っています。

### ○国の指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障がい者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定すること

### ○第7期計画における市の目標

- ・精神障がい者の支援に関する協議の場を令和8年度末までに設置し、年1回開催することを目標としました。
- ・協議の場において、多分野における関係者との情報共有や意見交換を深め課題の把握に努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていきます。
- ・毎月開催されている淡路精神障害者地域移行戦略会議では、精神病床からの地域移行や地域定着・ピアサポーターの活動等について、報告と検討が行われており、精神障害者生活支援連絡会や地域移行推進会議では各関係機関の事業や取り組みが共有されています。これらの会の活動を参考に、今後、家族や当事者の意見を聴きながら、親亡き後や地域の中の居場所づくり・仲間づくり等、市単独では解決が困難な課題について、圏域で協議を行っていく場を開催します。



### ③地域生活支援の充実

#### ○第6期計画の目標と結果

- ・地域生活支援拠点の整備については、第5期計画において淡路圏域で1か所整備しています。

#### ○国の指針

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること

令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすすめること

#### ○第7期計画における市の目標

- ・地域生活支援拠点の機能の充実に向けて、基幹センター連絡会等を活用し、運用状況の検証・検討を行います。
- ・強度行動障がいのある人の支援について、令和8年度末までに支援ニーズを把握することを目指します。児童のヒアリングから開始し、家族と支援者・本人が困っている内容から支援体制の検討を始めていきます。
- ・淡路圏域の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の連携により効果的な支援が確保されるよう、面的整備型による地域生活支援拠点の機能拡充をすすめます。
- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の拡充等、地域のニーズに則した機能を有する地域生活支援拠点を整備し、その機能強化を図ります。
- ・高齢者と障がいのある人で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう孤立化防止へ向けての取り組みを行います。
- ・強度行動障がいのある人の支援について、幼少期の段階から、多職種連携の強化を図り地域での課題、支援体制に関する検討を進め、支援ニーズの把握や意思決定の支援に配慮した支援体制の整備を進めます。



#### ④福祉施設から一般就労への移行促進

##### ○第6期計画の目標と結果

	実績値 令和3年度末	実績値 令和4年度末	結果（見込み） 令和5年度末	目標値 令和5年度末
一般就労への移行者数	4人	3人	2人	6人
うち就労移行支援事業利用者	1人	3人	1人	3人
うち就労継続支援A型利用者	0人	0人	0人	0人
うち就労継続支援B型利用者	2人	0人	1人	3人
各年度に福祉施設から一般就労に移行し、就労を継続する期間が6ヶ月経過した人数	3人	2人	0人	2人
就労定着支援事業利用者数	2人	2人	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用割合	66.7%	100.0%	-	50.0%

##### ○国の指針

一般就労への移行者数：令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上

##### ○第7期計画における市の目標

	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
一般就労への移行者数	3人	4人	6人
うち就労移行支援事業利用者	1人	1人	2人
うち就労継続支援A型利用者	1人	1人	2人
うち就労継続支援B型利用者	1人	2人	2人
就労定着支援事業利用者数	8人	8人	8人

- ・切り分けた仕事を外注することや施設外就労に関心がある事業主を探し、工賃向上を目指すことで、やりがいを感じることはたらしき方を応援していきます。
- ・一般就労につながった人たちの生活支援や余暇支援等のフォローアップ体制を整えることにより、本人が安心して一般就労へ移行できる仕組みをつくりまます。
- ・「はたらく応援隊」が丁寧にアセスメントを行い就労へつなげる仕組みをつくり、各事業所へ周知を図ることにより、本人にあったはたらしき方を探す流れをつくりまます。

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

### ○第6期計画の目標と結果

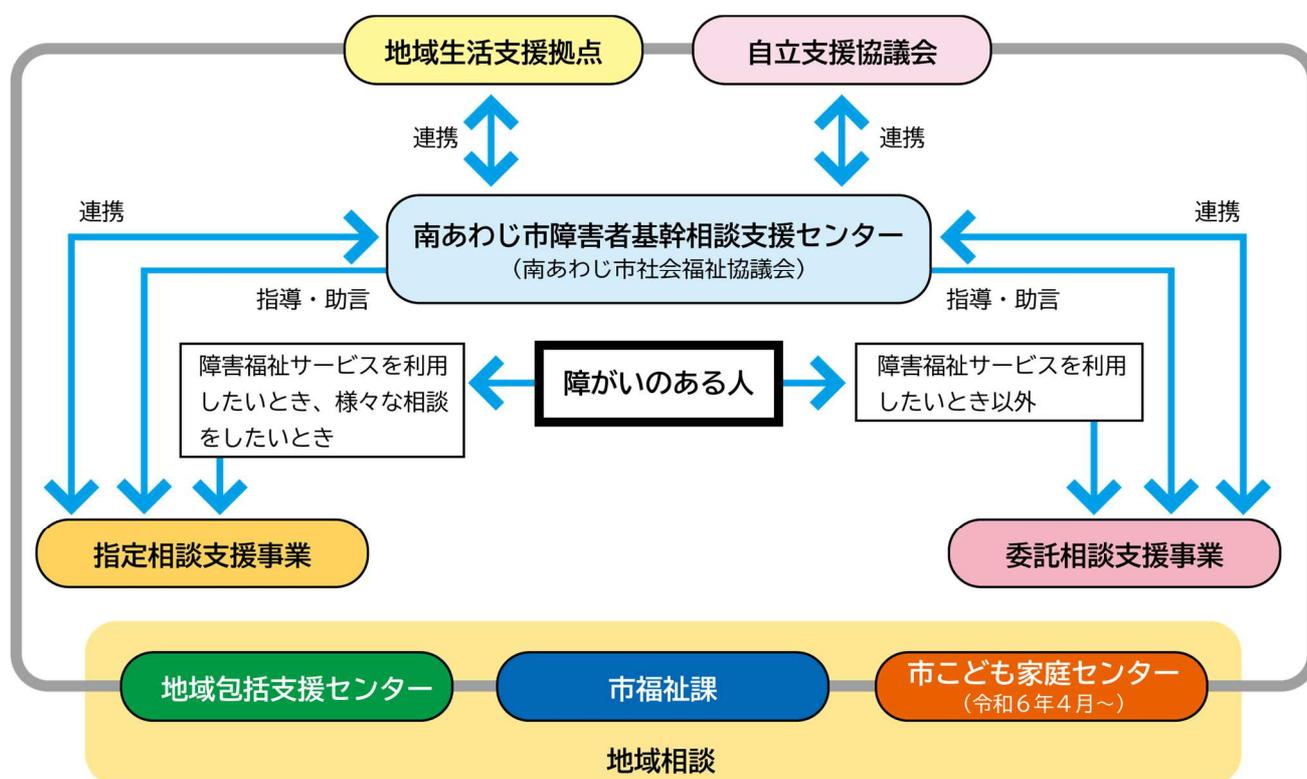
- ・相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和元年度に基幹相談支援センターを設置し、総合的かつ専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する指導や助言等を実施しています。
- ・事例検討会、情報交換会を通して課題の共有を行いながら、地域の人材育成に努めています。

### ○国の指針

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

### ○第7期計画における市の目標

- ・基幹相談支援センターを中心とし、相談支援において専門的な知識・経験を有する職員を常時配置し、地域における相談支援事業者に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行い、市内の相談支援体制の強化を図ります。
- ・計画相談支援、地域相談支援及び基幹相談支援センターと地域生活支援拠点による重層的な仕組みの連携を強化し、重層的支援体制の整備につなげていきます。
- ・地域の相談機関との連携強化として、地域包括支援センターやこども家庭センター、各地区の民生委員・児童委員との連携を図ります。
- ・個別事例を通じて地域課題の抽出や把握を行い、地域の社会資源の基盤の開発や改善につなげる仕組みを構築します。



## ⑥障がい福祉サービス等の質の向上

### ○第6期計画の目標と結果

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保するため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障害福祉サービス等の利用状況を把握することに努め、必要な障害福祉サービス等が提供できているのかの検証を行っています。また、請求の過誤を減らすため、事業所と連携をとりながら調整を行っています。

### ○国の指針

令和8年度末までに、各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
--------------------------------------

### ○第7期計画における市の目標

- ・ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築していきます。
- ・ 兵庫県等が実施する障害区分認定調査員研修、虐待・権利擁護研修等障害福祉サービスに係る研修へ積極的に参加し、必要とされる支援の提供体制整備に取り組みます。
- ・ 障がい福祉サービス等の多様化に実施主体として対応するため、兵庫県が開催する研修へ積極的に参加し、最新情報の収集と専門的知識の向上に努め、県市合同の実地指導や指導監査で、事業所に情報を提供し、請求の過誤をなくす取り組みを行います。

## (2) 第3期障害児福祉計画

### ①障がい児支援の提供体制の整備等

#### ○第2期計画の目標と結果

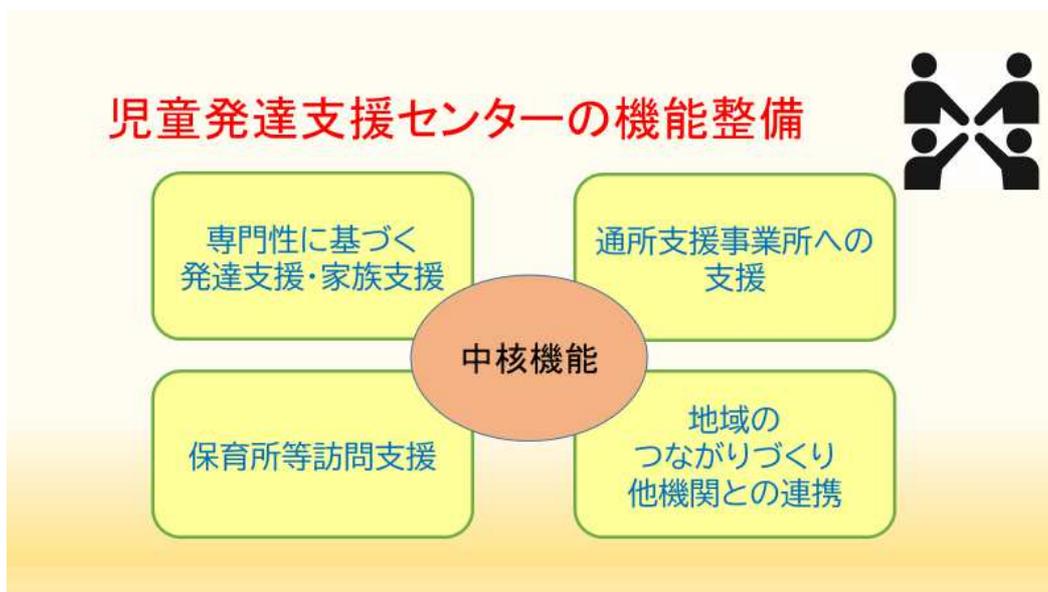
- ・児童発達支援センターを令和5年度末までに設置することを基本としましたが、設置することはできませんでした。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、関係機関と協議の場を持ち連携しながら医療的ケア児が地域で暮らすための体制づくりを行っています。また、重症心身障がい児を受け入れできる体制をとっている事業所や圏域内で主に重症心身障がい児を支援する事業所が開設されたことにより、今までサービス利用につながりにくかった児童のサービス利用の選択肢が増えてきつつあります。

#### ○国の指針

児童発達支援センターの設置：令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1か所以上
全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保：令和8年度末までに、各市町村または圏域に1か所以上

#### ○第3期計画における市の目標

- ・児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備に向けた検討を進めるとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。
- ・保育所等の現場へのサポートを行うため、兵庫発達支援センター等の専門機関によるコンサルテーションを活用しながら支援の必要な子どもたちが地域で育つ仕組みを支えていきます。
- ・医療的ケア児支援検討会では、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医師会や兵庫県医療的ケア児支援センターと連携しながら研修やケース検討を通して体制整備を行います。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保については、淡路圏域で事業所を確保できており、利用者に必要なサービスが届くよう周知をおこないます。



## ②発達障がい者等に対する支援等

### ○第2期計画の目標と結果

- ・障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動を進めてきましたが、実施することができませんでした。
- ・自立支援協議会の児童発達支援管理責任者の集まり等において、各事業所の事業実施状況の共有や課題の把握を通して地域全体のスキルアップに取り組んでいます。

### ○第3期計画における市の目標

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等について、令和8年度に保護者2名と支援者2名を目標としています。
- ・発達障がい児等支援の一層の充実を図るため、発達障がい児等を養育する保護者を対象に、子育てにおける日常の困りごとやさまざまな悩みの解決に向けた理解促進や支援を提供します。

### ○ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム

### ○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

### ○ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

### ○ピアサポート

発達障がいのある人が同じ障がいのある人にかかわり、支え合う活動をする事

## 2. サービス等の利用状況と見込み

### (1) 障がい福祉サービス

#### ①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障がい者（児）のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	安全かつ快適に視覚障がい者への「移動の支援」を行い「視覚情報の提供」を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障がい支援区分6（児童については区分6に相当する支援の度合い）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数	人/月	66	69	67	68	69	69
	総利用時間	時間/月	921	938	976	985	995	995
重度訪問介護	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	総利用時間	時間/月	0	0	0	10	10	10
同行援護	実利用者数	人/月	8	7	8	8	9	9
	総利用時間	時間/月	55	105	138	146	154	154
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



## 第7期計画の見込量

過去3年間の実績では大きな増減がないため、今後も同程度の水準で推移するものと見込んでいます。  
なお、行動援護と重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいません。



## 見込量の確保のための方策

訪問系サービスは、全体として支援者の不足により利用ニーズに対応しきれていない状態があります。既に飽和状態のサービスであり、全体の利用量は横ばいで推移するものと見込みます。

行動援護や同行援護などの手厚い支援を提供するサービスを含め、専門の資格や知識を必要とするサービスについて、安易に制度緩和を実施するのではなく、求められている支援のニーズをくみ取り、新たな支援体制の構築をすすめる必要があります。

また、福祉の仕事のやりがいや魅力を積極的に発信し、学生のうちから現場を体験できる機会を増やすなど、より具体的な取り組みを行うこと等を検討するとともに、福祉現場の人材不足と働きたい当事者の仕事のマッチングを行う取り組みも検討していきます。

## ②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上（施設入所者は4以上）である人、または50歳以上で障がい支援区分が2以上（施設入所者は3以上）である人に対して、昼間に入浴、排せつ、食事などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援【新規】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。（令和7年10月から制度創設予定）
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることで、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	人/月	119	116	120	121	121	125
	延利用者数	人日/月	2,358	2,051	2,326	2,335	2,335	2,412
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2
	延利用者数	人日/月	18	11	44	44	44	44
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	16	20	17	18	18	19
	延利用者数	人日/月	143	168	246	252	252	266
就労選択支援	実利用者数	人/月	—	—	—	—	5	5
就労移行支援	実利用者数	人/月	7	3	10	6	6	6
	延利用者数	人日/月	108	63	123	78	78	78
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人/月	0	3	6	7	7	8
	延利用者数	人日/月	0	60	122	140	140	160
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人/月	89	94	99	101	107	113
	延利用者数	人日/月	1,535	1,539	1,650	1,676	1,776	1,875
就労定着支援	実利用者数	人/月	6	9	9	11	10	11
療養介護	実利用者数	人/月	9	9	9	9	9	9

※令和5年度は実績見込み



### 第7期計画の見込量

生活介護、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援については、年々利用者が増えニーズの高いサービスとなっているため、今後3年間も増加すると見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）、療養介護は、過去3年間の実績と同水準の利用を見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）は2人の利用を見込んでいます。



### 見込量の確保のための方策

日中活動系サービスのうち生活介護や就労継続支援B型の提供体制については、サービス提供体制の確保について市の重要な課題とし取り組む必要があります。事業所が整備されていても、強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを必要とする方など、専門的な支援が必要な方の受け入れや緊急時の対応は十分とは言えません。就労継続支援A型や就労移行支援は市内の事業所数がない状況から見ても、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるための事業所数の拡充が必要です。

事業者への事業拡大のはたらきかけや近隣市を含めたサービス提供の調整を図りながら体制整備に努めます。

また、利用者の高齢化やサービスの供給体制確保の為に、介護保険事業所等への研修会の開催等により、障がい特性の理解促進を図ります。介護保険分野との連携強化に努めることで、利用者が65歳となった際の介護保険へのスムーズな移行を促進すると共に、共生型サービスの推進を図っていきます。

### ③短期入所サービス

サービス名	内容
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	実利用者数	人/月	11	8	13	14	14	15
	延利用者数	人日/月	85	75	88	98	98	105

※令和5年度は実績見込み



#### 第7期計画の見込量

地域生活支援拠点に係る緊急時支援体制が整備されたことにより、利用が増加していくと見込んでいます。



#### 見込量の確保のための方策

介護保険分野との連携を強化し、既存のサービスの利用促進に努めるとともに、緊急時の利用が必要な人へのサービス提供等が円滑に進むよう、空床確保の体制構築についての検討を進めます。

重度障害者や医療的ケアが必要な方等、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるため事業者への事業拡大のはたらきかけを行います。

#### ④居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて援助を行う居住施設です。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、施設に入所し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実利用者数	人/月	51	48	51	55	56	57
	うち精神障がい者	人/月	17	14	17	19	20	21
	定員数(整備数)	人	22	22	32	42	42	42
施設入所支援	実利用者数	人/月	53	55	56	54	53	52
自立生活援助	実利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2
	うち精神障がい者	人/月	2	2	1	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



#### 第7期計画の見込量

共同生活援助(グループホーム)については、新規事業所開設により増加していくと見込んでいます。自立生活援助については、過去3年間と同水準の利用を見込んでいます。



#### 見込量の確保のための方策

共同生活援助は、市内に日中サービス支援型の事業所が新規開設されることにともない、地域で生活している重度障がいのある人の利用が見込まれることとなります。圏域で事業所の運営が適切に行われるよう支援していくとともに、必要な方にサービス提供が行われるよう体制整備を図っていきます。

自立生活援助においては、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、今後もサービス提供事業所との連携強化を図り、さらなるサービスの利用促進を図ります。

## ⑤相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者などに対し、障がい特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人/年	352	360	355	365	367	370
	件数	件/月	107	108	111	128	122	126
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	うち精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	5	2	3	2	2	2
	うち精神障がい者	人/月	5	2	3	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



### 第7期計画の見込量

計画相談支援については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加すると見込んでいます。

地域移行戦略会議において検討を行っている地域移行の推進により、地域移行支援の利用者が見込まれるため、地域移行支援や自立生活援助の利用者が地域定着支援へ移行することを見込みます。



### 見込量の確保のための方策

全体的なサービス利用者の増加傾向に伴い、計画相談の利用者数は増加傾向と考えます。計画のモニタリングの頻度は一定ではなく、新規ケースは頻度が高くなるため、新規ケースの増加にともなってモニタリング件数も増加していくことになります。

計画のモニタリングの頻度については、サービス利用計画やモニタリング報告書、ケース会議等を通して個々のケースの状況に応じた内容を把握することに努め、必要な支援量を確保できるよう、相談支援専門員や基幹相談支援センターと連携しながら検討を行い決定します。

相談支援事業所における相談員の数不足しており、1事業所1人相談員という体制もあることから、相談員の孤立を防ぐため、事業所間の連携や人材育成等が必要です。

また、基幹相談支援センターを相談支援体制を核としながら、多問題を抱える家族を支援する体制を整えるとともに、高齢障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護保険分野との連携を通し、支援の質を高めていきます。

## (2) 障がい児福祉サービス

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の児童が、保護者と共に通園したり、児童のみで通園し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行うものです。
放課後等デイサービス	就学児が、授業終了後または休業日に通園し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流などの療育事業を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
障害児相談支援	児童通所サービスを利用する人を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	人/月	28	20	30	30	30	33
	延利用者数	人日/月	114	77	88	90	90	99
放課後等 デイサービス	実利用者数	人/月	80	87	94	101	108	115
	延利用者数	人日/月	612	612	735	749	799	851
保育所等 訪問支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人/年	147	149	148	154	156	159
	件数	件/月	37	37	44	50	58	66

※令和5年度は実績見込み



### 第3期計画の見込量

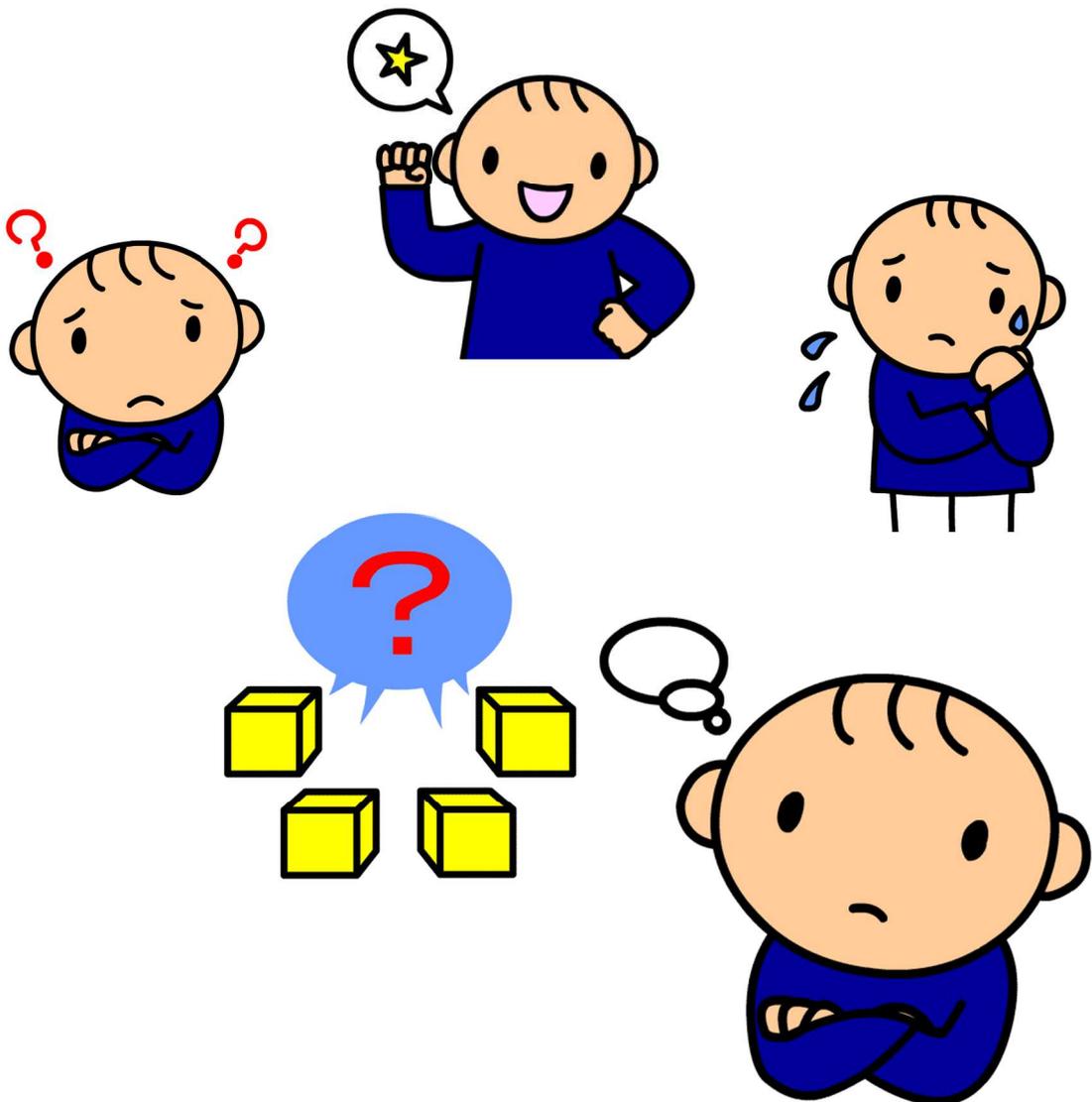
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、増加すると見込んでいます。



### 見込量の確保のための方策

利用者のニーズに応じて、新規利用者への対応がスムーズに行えるよう、新規事業所参入のはたらきかけを行っていきます。療育の利用希望者が増加している中で、療育を行う医療機関と連携しながら、必要な支援が届くよう、相談支援との連携を図ります。

意思決定支援を支える基盤をつくるため、サービス等を通して幼少期から自ら選ぶという体験ができるような機会をつくり、意思表示できる力をつけていくことをめざした支援を行っていきます。



### (3) 地域生活支援事業

#### ① 必須事業

##### (ア) 理解促進研修・啓発事業

○障がいのある方が安心して地域で生活していくため、地域での障がい理解に継続して取り組みます。幼少期から障がいのある方の生活に触れ、当たり前に関係を作っていくために、身体・知的・精神障がいのみならず、難病や依存症等もテーマとして取り組んでいきます。

##### (イ) 自発的活動支援事業

○障がいのある人やその家族、地域住民等による当事者団体に対し、その活動に必要な経費を補助することで、「心のバリアフリー」の推進と共生社会の実現を進めています。ピアカウンセリングの実施や、家族会・支援団体等と協力しながら、地域移行や就労、災害時の支援を考える場面に当事者の参加を促し、自らの声を直接反映していく体制づくりに取り組みます。

##### (ウ) 相談支援事業

○障がい者相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、成年後見制度などの権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

○令和3年度より4箇所での実施となっています。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は実績見込み

○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。総合的な相談や身近な地域の相談支援事業では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

##### (エ) 成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

○成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

##### (オ) 成年後見制度法人後見支援事業

○成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。具体的には、実施団体に対する成年後見制度法人後見研修、安定的な実施のための組織体制の構築などを行います。

(カ) 意思疎通支援事業

○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介します。

○今後も手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市役所窓口においても手話通訳者を設置（週1回）し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	実利用件数	件/人	158	150	160	170	180	180
手話通訳者設置事業	設置者数	人	1	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

(キ) 日常生活用具給付等事業

○重度の身体障がい者（児）であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための6区分43種目の用具を給付します。

○今後も利用者のニーズを把握し、必要に応じて給付対象品目に追加するなど更なる充実に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等件数	件/年	6	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	給付等件数	件/年	5	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付等件数	件/年	9	4	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	件/年	7	6	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	給付等件数	件/年	880	937	932	940	950	960
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数	件/年	2	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込み

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

○手話で日常会話を行うために必要な手話表現を習得するための研修を実施しています。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業修了者数	人	8	9	10	10	11	12

※令和5年度は実績見込み

(ケ) 移動支援事業

○市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの参加を促進していきます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	人/年	14	17	14	14	15	15
	延利用時間	時間/年	427	305	300	306	312	312

※令和5年度は実績見込み

(コ) 地域活動支援センター事業

○地域活動支援センター事業では、各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

○今後も機能の充実強化に努め、障がいのある人への地域生活支援を促進します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	4
	利用者数	人/年	196	139	144	144	144	184

※令和5年度は実績見込み

②任意事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

○地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用件数	件/年	45	32	30	30	30	32

※令和5年度は実績見込み

(イ) 更生訓練給付事業

○施設に入所または通所している障がい者で社会復帰の訓練を受けている人に訓練費を支給します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練給付事業	利用件数	件/年	0	0	8	12	12	12

※令和5年度は実績見込み

(ウ) 日中一時支援事業

○日中における活動の場の確保及び就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

○今後も提供事業者の確保とサービス体制の充実に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用回数	回/年	0	23	22	22	22	24

※令和5年度は実績見込み

(エ) 社会参加促進事業

○スポーツ・芸術文化活動などを行うことにより、社会参加を促します。

○自動車運転免許取得・改造助成事業を実施し、取得、改造等に関する費用の一部を助成します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	利用件数	件/年	26	115	120	120	130	130
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数	人/年	1	3	4	3	3	3

※令和5年度は実績見込み